



入居には事前の申し込みが必要です

市営住宅入居補欠者募集

市営住宅の空室ができた時に、順次入居ができる入居補欠者を募集します。

募集住宅

下山・下西山・第二赤尾・山下・栗原・第二栗原・甘久・中野・朝日・第二山下・久保田・唐原・高野・小原・浦田・西杵

入居資格

次のすべての条件を備える人

▽市内に居住または勤務地があり、市民税等を滞納していないこと。

▽現に同居し、または同居しようとする親族があること。

ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた人や、障がい者（※）、生活保護者などであれば、単身で入居できる住宅もあります。

※障がい者：身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1～2級）、知的障がい者（A、B）

▽所定の収入基準に適合すること。

▽現在住宅に困っていること。

▽公営住宅に入居したことがある人については、家賃を滞納していないこと。

申込方法

建設課・各支所まちづくり課で配布する入居申込書に必要書類を添えて申し込みください。

申込期間

2月7日（火）～16日（木）

※募集期間終了後も随時受け付けますが、入居順位は最下位の次からになります。

入居順位

入居の優先順位を、3月2日（金）に行なう公開抽選により決定します。順位の有効期限は平成25年2月28日（木）までです。



担当：山田

●申込・問合せ

まちづくり部 建設課
☎ (23) 9330

少ない掛金で大きな安心を

交通災害共済に 加入しませんか

交通災害共済は、交通事故被害者の経済負担を軽減するため、住民が少ない掛金で相互扶助する制度です。ご家族みなで加入しましょう。

加入できる人

武雄市に住民登録、または外国人登録をしている人

※修学のために、一時的に市外へ転出している人も加入できます。

掛金

1人500円（年額）

※中途加入の場合も、掛金は変わりませんので、できるだけ早く加入されることをお勧めします。

共済期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日
※中途加入の場合は、加入手続きの日の翌日から平成25年3月31日までとなります。

申込方法

加入申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて申込先まで持参してください。

申込先

○ゆうちょ銀行・郵便局の窓口
※払込手数料は不要
○市役所総務課（1階案内）
および両支所総務課



担当：中村

☎ 政策部 総務課
☎ (23) 9315

見舞金支払い状況 （武雄市）

平成22年度
41件 307万4千円
平成23年度（1月20日現在）
38件 201万2千円

見舞金の請求は交通災害を受けた日から2年間できます。

加入申込書は広報武雄2月号と一緒に配布します。

